

議案第3号

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中一部改正の件

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和4年11月30日提出

提出者	室蘭市議会議員	鈴木和彦
	〃	高橋直美
	〃	柏木隆寿
	〃	金濱元一
	〃	水江一弘
	〃	羽立秀光
	〃	細川昭広

室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成10年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 室蘭市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本年度の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、市議会議員の期末手当の支給割合の改定を行いたいので、本案を提出する。